

令和7年4月17日

令和7年3月18日厚生労働省告示第61号（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示）の正誤

ページ	行	誤	正
令和七年二月二十八日（号外第四十号）公布経済産業省・国土交通省令第一号（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令）	二四	改正前 第二項第一号及び第二号並びに前項第一号	改正後 第二項第一号及び第二号並びに前項第一号
（原稿誤り）	二八	改正前 次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	改正後 次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
（新設）	三〇	改正前 次の式により算出した数値とする。	改正後 次の式により算出した数値とする。
（新設）	三二	改正前 次の式により算出した数値とする。	改正後 次の式により算出した数値とする。
（印刷誤り）	三四	改正前 表のように	改正後 表のように
（印刷誤り）	三六	改正前 表のように	改正後 表のように

官報発行サイト (<https://www.kanpo.go.jp/20250417/20250417h01447/20250417h014470032f.html>) を加工して作成